

〈府の対応策〉**患者に対して**

- ・ジェネリック医薬品の特性（飲みやすさ、使いやすさの工夫等）やジェネリック医薬品が医療保険制度の維持に繋がることを薬局や保険者等関係者の協力を得て周知する。

資料1 1

医師・歯科医師に対して

- ・医薬品の安全性情報の確認方法やジェネリック医薬品の承認審査制度について理解が深まるよう周知する。

資料1 2、3

病院に対して

- ・病院薬剤師会を通じ、病院内での情報共有体制について、再確認を促す。

資料1 5

薬局に対して

- ・医薬品の安全性情報の確認方法やジェネリック医薬品の承認審査制度について理解が深まるよう周知する。

資料1 2、3

- ・繰り返し丁寧に患者に説明を行うために、ジェネリック医薬品の使用率が高い薬局からジェネリック医薬品の勧め方（ジェネリック医薬品の理解を促すための説明方法（ジェネリック医薬品の飲みやすさ、使いやすさの工夫等）、患者負担に差がない場合や一度断られた場合の説明方法）について、好事例・失敗事例を収集し、周知する。

例えば、ジェネリック医薬品の飲みやすさ、使いやすさの工夫を、薬剤師が製剤見本等を試用し、体験をもとに患者に勧める等。

資料1 4

ジェネリックメーカー・医薬品卸に対して

- ・アンケート結果から得られた課題である「安定供給」「少量単位の提供」について、関係団体へ取組むよう要請する。

資料1 6

- ・ジェネリック医薬品の情報に関する医療関係者のニーズを継続して把握し、情報の掲載先一覧をホームページ上に作成する等、医療関係者が容易に必要な情報を閲覧できる工夫を検討するよう関係団体に働きかける。

資料1 3

- ・ジェネリック医薬品の飲みやすさ、使いやすさの工夫について、薬局等への情報提供及び製剤見本等の提供の取組みを充実させるよう関係団体に働きかける。

資料1 4